

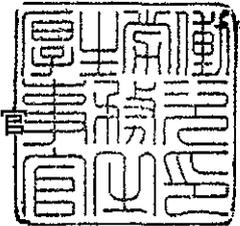
大



厚生労働省発雇児第1212002号
平成20年12月12日

各
都道府県知事
指定都市市長
中核市市長
市区町村長
殿

厚生労働事務次官



平成20年度保育所施設整備費及び保育所設備整備費等の国庫補助について

標記の国庫補助金の交付については、別紙「平成20年度保育所施設整備費及び保育所設備整備費等国庫補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）により行うこととされ、平成20年10月16日から適用することとされたので通知する。

別 紙

平成20年度保育所施設整備費及び保育所設備整備費等国庫補助金交付要綱

(通則)

- 1 保育所施設整備費及び保育所設備整備費等国庫補助金（以下、「この補助金」という。）については、法令又は予算の定めるところに従い、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適化法施行令」という。）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年^{厚生省}_{労働省}令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

- 2 この補助金は、待機児童が多い市区町村（特別区を含む。以下「市区町村」という。）を中心に、保育所の施設整備に要する費用の一部を補助すること、及び、建物の全部又は一部を借り上げて保育所の分園を整備する場合の設備整備等に要する費用の一部を補助することにより、児童の福祉の向上を図ることを目的とする。

(定 義)

- 3 この交付要綱において「保育所」とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第4項に基づく施設をいう。
- 4 この交付要綱において「施設整備」とは、次の表に掲げる整備区分及び整備内容をいう。

整備区分	整 備 内 容
創 設	新たに保育所（分園を含む。以下、この欄内において同じ。）を整備すること。
増 築 増 改 築	既存保育所の現在定員の増員を図るための整備をすること。 既存保育所の現在定員の増員を図るための増築整備をするとともに既存施設の改築整備（一部改築を含む。）をすること。

5 この交付要綱において「設備整備等」とは、次の表に掲げる整備区分及び整備内容をいう。

整備区分	整備内容
分園借上礼金	既存建物を借り上げて保育所分園を設置し、保育を実施する場合に貸し主に対して礼金が必要な場合の費用。
分園借上整備	既存建物を借り上げて保育所分園を設置し、保育を実施する場合の設備整備及び改修整備等を行うこと。

(交付の対象)

6 この補助金の交付の対象となる事業は、次の表の①欄に定める施設について、③欄に定める設置根拠により、④欄に定める設置者が設置する施設に係る②欄に定める対象事業に対し、⑤欄に定める補助根拠により、⑥欄に定める補助者が行う補助事業を交付対象とする。

①施設種別	②対象事業	③設置根拠	④設置者	⑤補助根拠	⑥補助者	⑦市区町村補助率	⑧国庫補助率
保育所	施設整備	児童福祉法第35条第4項	社会福祉法人、日本赤十字社又は民法（明治29年法律第89号）第34条の規定により設立された法人（以下「社会福祉法人等」という。ただし、民法第34条の規定により設立された法人については、平成20年12月1日以降、公益社団法人、公益財団法人、特例社団法人及び特例財団法人とする。）	予算措置	市区町村	3/4	2/3
保育所分園	施設整備 設備整備等	児童福祉法第35条第4項及び平成10年4月9日児発第302号厚生省児童家庭局長通知「保育分園の設置運営について」	社会福祉法人等	予算措置	市区町村	3/4	2/3

(補助金の対象除外)

7 この補助金は、次に掲げる費用については対象としないものとする。

- (1) 土地の買収又は整地に要する費用
- (2) 既存建物の買収（ただし、開所予定日において残余耐用年数が10年以上であり、既存建物を買収することが建物を新築することより、効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。）に要する費用
- (3) 職員の宿舎に要する費用
- (4) その他施設整備又は設備整備等として適当と認められない費用

(交付額の算定方法)

8 この補助金の交付額は、次により算出する。

なお、算出された交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(1) 保育所施設整備費補助金（以下、「施設整備費補助金」という。）について
ア 施設整備費補助金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1-1の第4欄に定める対象経費の実支出額の合計と、総事業費から寄付金その他の収入額（社会福祉法人の場合は、寄付金収入額を除く。）を控除した額とを比較していずれか少ない方の額を選定する。

イ 施設整備費補助金の交付の対象となる事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1-1の第3欄に定める基準により算出した基準額の合計を算出する。

ウ アにより選定された額と、イにより算出した額とを比較していずれか少ない方の額に、6の表の⑦欄に定める市区町村補助率を乗じて得た額と、市区町村が当該保育所設置者に対して補助した額とを比較して少ない方の額に、6の表の⑧欄に定める国庫補助率を乗じて得た額の範囲内の額を交付額とする。

(2) 保育所設備整備費等補助金（以下、「設備整備費等補助金」という。）について

ア 設備整備費等補助金の交付の対象となる設備整備等事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1-2の第4欄に定める対象経費の実支出額の合計と、総事業費から寄付金その他の収入額（社会福祉法人の場合は、寄付金収入額を除く。）を控除した額とを比較していずれか少ない方の額を選定する。

イ 設備整備費等補助金の交付の対象となる事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1-2の第3欄に定める基準により算出した基準額の合計を算出する。

ウ アにより選定された額と、イにより算出した額とを比較していずれか少ない方の額に、6の表の⑦欄に定める市区町村補助率を乗じて得た額と、市区町村が当該保育所設置者に対して補助した額とを比較して少ない方の額に、6の表の⑧欄に定める国庫補助率を乗じて得た額の範囲内の額を交付額とする。

(国の財政上の特別措置)

9 次の(1)から(4)ごとに保育所（分園を含む。以下、本項において同

じ。)の施設整備に係る補助金の交付額の算定にあたっては、次の(1)から(4)に基づいた別表2「交付基準額表」に基づき、交付基礎額を算出するものとする。

ただし、対象施設が豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯に所在する場合は、別表2「交付基準額表」中、都市部基準額を適用し、その定める方法により、算出された点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算し、交付基礎額を算出するものとする。

- (1) 沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第4条第1項に規定する沖縄振興計画に基づく事業として行う場合
- (2) 公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和46年法律第70号)第2条第3項に規定する公害防止対策事業として行う場合
- (3) 過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第6条第1項に規定する過疎地域自立促進市町村計画に基づく事業として行う場合
- (4) 山村振興法(昭和40年法律第64号)第8条第1項の規定に基づく山村振興計画に基づく事業として行う場合(地方交付税法(昭和25年法律第211号)第14条の規定により算定した市区町村の基準財政収入額を同法第11条の規定により算定した当該市町村の基準財政需要額で除して得た数値で補助年度前3か年度内の各年度に係るものを合算したものの3分の1の数値が0.4未満である市町村の区域内にあるものに限る。(創設を除く。))

(補助金の概算払)

10 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができるものとする。

(交付の条件)

11 この補助金の市区町村長(特別区長を含む。以下「市区町村長」という。)への交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 施設整備費補助金と設備整備費等補助金との間で経費の配分の変更はしてはならないものとする。
- (2) 事業の内容のうち、次のものを変更する場合には、当該都道府県の区域を管轄する地方厚生局長(徳島県、香川県、愛媛県及び高知県にあっては四国厚生支局長。以下「地方厚生(支)局長」という。)の承認を受けなければならない。
 - ア 建物の規模又は構造(施設の機能を著しく変更しない程度の軽微な変更を除く。)
 - イ 建物等の用途
 - ウ 利用定員
- (3) 事業を中止、又は廃止(一部中止、又は廃止を含む)する場合には、地方厚生(支)局長の承認を受けなければならない。
- (4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに地方厚生(支)局長に報告してその指示を受けなければならない。
- (5) この補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙3の様式による調書を作成し、これを事業の完了の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

- (6) 市区町村は社会福祉法人等に対してこの補助金を財源の一部として補助金を交付する場合には、次の条件を付さなければならない。
- ア 施設整備費補助金と設備整備費等補助金との間で経費の配分の変更はしてはならないものとする。
 - イ 事業の内容のうち、次のものを変更する場合には、市区町村長の承認を受けなければならない。
 - (ア) 建物の規模又は構造（施設の機能を著しく変更しない程度の軽微な変更を除く。）
 - (イ) 建物等の用途
 - (ウ) 利用定員
 - ウ 事業を中止し、又は廃止（一部の中止、又は廃止を含む。）する場合には、市区町村長の承認を受けなければならない。
 - エ 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに市区町村長に報告してその指示を受けなければならない。
 - オ 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具については、適化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、市区町村長の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し又は廃棄してはならない。
 - カ 市区町村長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市区町村に納付させることがある。
 - キ 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
 - ク 事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、別紙5の様式により速やかに市区町村長に報告しなければならない。

なお、事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は支社、支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、市区町村長に報告があった場合は、当該仕入控除税額の全部又は一部を市区町村に納付させることがある。
 - ケ 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。
 - コ 事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。
 - サ 事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。
 - シ 事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど市区

町村が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。

- (7) (6) により付した条件に基づき市区町村長が承認又は指示する場合には、あらかじめ地方厚生(支)局長の承認又は指示を受けなければならない。
- (8) 社会福祉法人等から財産の処分による収入又は補助金にかかる消費税及び地方消費税にかかる仕入れ控除税額の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
- (9) 社会福祉法人等が(6)により付した条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(申請手続)

- 12 この補助金の交付の申請は、別に定める日までに別紙1の様式による申請書に
関係書類を添えて、地方厚生(支)局長に提出するものとする。

(変更申請手続)

- 13 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、別に定める日までに12に定める申請手続に従い、行うものとする。

(交付決定までの標準的期間)

- 14 地方厚生(支)局長は、12又は13による申請書が到達した日から起算して原則として1月以内に交付の決定(変更交付決定を含む。)を行うものとする。

(実績報告)

- 15 この補助金の事業実績報告は、次により行わなければならない。
市区町村長は、別紙2の様式による報告書に
関係書類を添えて、事業の完了の日から起算して1月を経過した日(11の(3)又は(6)のウにより事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1月を経過した日)又は平成21年4月10日のいずれか早い日までに、地方厚生(支)局長に提出しなければならない。
なお、事業が翌年度にわたるときは、この補助金の交付の決定に係る国の会計年度の翌年度の4月30日までに、別紙4の様式による報告書を地方厚生(支)局長に提出しなければならない。

(補助金の返還)

- 16 地方厚生(支)局長は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

(その他)

- 17 特別の事情により、8、12、13及び15に定める算定方法、手続によることができない場合には、あらかじめ地方厚生(支)局長の承認を受けて、その定めるところによるものとする。

別表 1 - 1

算 定 基 準
保育所施設整備費補助金における施設整備

1 区 分	2 種 目	3 基 準 額	4 対 象 経 費
施設整備	本体工事費	<p>ア 定員 1 人当たり交付基準額を適用する場合</p> <p>(ア) 別表 2 に掲げる定員 1 人当たり交付基準額に定員を乗じて得たものを基準とする。</p> <p>(イ) 沖縄振興特別措置法（平成 14 年法律第 14 号）第 4 条に規定する沖縄振興計画（以下「沖縄振興計画」という。）に基づく事業として行う場合には別表 2 に掲げる定員 1 人当たり交付基準額に定員を乗じて得たものを基準とする。</p> <p>(ウ) 公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和 46 年法律第 70 号）第 2 条に規定する公害防止対策事業（以下「公害防止対策事業」という。）として行う場合には別表 2 に掲げる定員 1 人当たり交付基準額に定員を乗じて得たものを基準とする。</p> <p>(エ) 過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年法律第 15 号）第 6 条に規定する過疎地域自立促進市町村計画（以下、「過疎地域自立促進市町村計画」という。）及び山村振興法（昭和 40 年法律第 64 号）第 8 条に規定する山村振興計画（以下、「山村振興計画」という。）に基づく事業として行う場合には別表 2 に掲げる定員 1 人当たり交付基準額に定員を乗じて得たものを基準とする。</p>	<p>施設の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、地方厚生（支）局長が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費（7 に定める費用を除く。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の 2.6% に相当する額を限度額とする。以下同じ。）。</p> <p>ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き（以下同じ。）工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む（以下同じ。）。</p>

	<p>イ 1施設当たり交付基準額を適用する場合 (ア) 別表2に掲げる1施設当たり交付基準額を基準とする。 (イ) 沖縄振興計画に基づく事業として行う場合には別表2に掲げる1施設当たり交付基準額を基準とする。 (ウ) 公害防止対策事業として行う場合には別表2に掲げる1施設当たり交付基準額を基準とする。 (エ) 過疎地域自立促進市町村計画及び山村振興計画に基づく事業として行う場合には別表2に掲げる1施設当たり交付基準額を基準とする。</p> <p>ウ 増改築に伴う一部改築 平成20年6月12日雇児発第0612005号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「次世代育成支援対策施設整備交付金における一部改築及び拡張に係る交付金の算出方法の取扱いについて」により算出されたものを基準とする。</p> <p>エ 豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯に所在する場合は、上記に定める方法により算定されたものに対して0.08を乗じて得たものを加算する。</p>		
<p>特殊附帯工事費</p>	<p>別表2に掲げる1施設当たり交付基準額を基準とする。</p>		<p>特殊附帯工事費に必要な工事費又は工事請負費</p>
<p>解体撤去工事費及び仮施設整備工事費</p>	<p>別表2に掲げる1施設当たり交付基準額を基準とする。</p>		<p>解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費</p>

別表 2

交付基準額表

(千円)

	単位	都市部	標準
保育所本体 定員20人～30人	1人当たり	1,600	1,520
	初度設備相当加算	26	
	大型遊具加算	3,240	
保育所本体 定員31人～45人	1人当たり	1,220	1,160
	初度設備相当加算	26	
	大型遊具加算	3,240	
保育所本体 定員46人～90人	1人当たり	1,040	1,000
	初度設備相当加算	26	
	大型遊具加算	3,240	
保育所本体 定員91人～120人	1人当たり	1,000	960
	初度設備相当加算	26	
	大型遊具加算	3,240	
保育所本体 定員121人～150人	1人当たり	960	920
	初度設備相当加算	26	
	大型遊具加算	4,630	
保育所本体 定員151人～180人	1人当たり	940	900
	初度設備相当加算	26	
	大型遊具加算	4,630	
保育所本体 定員181人～210人	1人当たり	920	880
	初度設備相当加算	26	
	大型遊具加算	4,630	
保育所本体 定員211人～240人	1人当たり	900	860
	初度設備相当加算	26	
	大型遊具加算	4,630	
保育所本体 定員241人～270人	1人当たり	880	840
	初度設備相当加算	26	
	大型遊具加算	4,630	
保育所本体 定員271人以上	1人当たり	860	820
	初度設備相当加算	26	
	大型遊具加算	4,630	
低年齢児受入拡大のための乳幼児室又はほふく室等を整備する場合	1施設当たり	5,020	4,780
夜間保育所を整備する場合	1施設当たり	8,320	7,940
一時保育事業のための保育室等を整備する場合	1施設当たり	9,420	8,980
特定保育事業のための保育室等を整備する場合	1施設当たり	9,420	8,980
地域における子育て支援のための子育て支援相談室等を整備する場合	1施設当たり	13,500	12,840
病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合	1人当たり	1,120	1,080

(注) 1 平成20年4月1日現在の人口密度が、1,000人/km²以上の市区町村については、都市部基準額を適用し、その他の市区町村については、標準基準額を適用する。

2 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯に所在する場合は、都市部基準額を適用し、さらにその定める方法により算定された点数に対して、0.08を乗じて得られた額を加算すること。(小数点以下切捨て)

3 改築整備に係る初度設備相当加算は、交付基準額の2分の1以内で厚生労働大臣の必要と認められた額であること。

4 増改築に伴う一部改築に係る交付基準額は、「次世代育成支援対策施設整備交付金における一部改築及び拡張に係る交付金の算定方法の取扱いについて」(雇児発第0612005号 平成20年6月12日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)によるものとする。(小数点以下切捨て)

5 「病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合」については、「保育対策等促進事業の実施について(平成20年6月9日雇児発第0609001号通知)」に基づき、病児・病後児保育事業のうち病児対応型及び病後児対応型を実施するための保育室等を整備する場合に限る。

■交付基準額表(沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第4条第1項に規定する沖縄振興計画に基づく事業として行う場合)
(千円)

	単 位	沖 縄 県
保育所本体 定員20人～30人	1人当たり	2,400
初度設備相当加算	1人当たり	40
大型遊具加算	1施設当たり	5,100
保育所本体 定員31人～45人	1人当たり	1,840
初度設備相当加算	1人当たり	40
大型遊具加算	1施設当たり	5,100
保育所本体 定員46人～90人	1人当たり	1,560
初度設備相当加算	1人当たり	40
大型遊具加算	1施設当たり	5,100
保育所本体 定員91人～120人	1人当たり	1,500
初度設備相当加算	1人当たり	40
大型遊具加算	1施設当たり	5,100
保育所本体 定員121人～150人	1人当たり	1,440
初度設備相当加算	1人当たり	40
大型遊具加算	1施設当たり	7,280
保育所本体 定員151人～180人	1人当たり	1,420
初度設備相当加算	1人当たり	40
大型遊具加算	1施設当たり	7,280
保育所本体 定員181人～210人	1人当たり	1,380
初度設備相当加算	1人当たり	40
大型遊具加算	1施設当たり	7,280
保育所本体 定員211人～240人	1人当たり	1,360
初度設備相当加算	1人当たり	40
大型遊具加算	1施設当たり	7,280
保育所本体 定員241人～270人	1人当たり	1,320
初度設備相当加算	1人当たり	40
大型遊具加算	1施設当たり	7,280
保育所本体 定員271人以上	1人当たり	1,300
初度設備相当加算	1人当たり	40
大型遊具加算	1施設当たり	7,280
低年齢児受入拡大のための乳幼児室又はほふく室等を整備する場合	1施設当たり	7,540
夜間保育所を整備する場合	1施設当たり	12,500
一時保育事業のための保育室等を整備する場合	1施設当たり	14,140
特定保育事業のための保育室等を整備する場合	1施設当たり	14,140
地域における子育て支援のための子育て支援相談室等を整備する場合	1施設当たり	20,240
病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合	1人当たり	1,700

- (注) 1 改築整備に係る初度設備相当加算は、交付基準額の2分の1以内で厚生労働大臣の必要と認められた額であること。
- 2 増改築に伴う一部改築に係る交付基準額は、「次世代育成支援対策施設整備交付金における一部改築及び拡張に係る交付金の算定方法の取扱いについて」(雇児発第0612005号 平成20年6月12日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)によるものとする。(小数点以下切捨て)
- 3 「病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合」については、「保育対策等促進事業の実施について(平成20年6月9日雇児発第0609001号通知)」に基づき、病児・病後児保育事業のうち病児対応型及び病後児対応型を実施するための保育室等を整備する場合に限る。

■交付基準額表(公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和46年法律第70号)第2条第3項に規定する公害防止対策事業として行う場合)

(千円)

		都市部	標準
保育所本体 定員20人～30人	1人当たり	1,760	1,680
	初度設備相当加算	1人当たり	30
	大型遊具加算	1施設当たり	3,566
保育所本体 定員31人～45人	1人当たり	1,360	1,280
	初度設備相当加算	1人当たり	30
	大型遊具加算	1施設当たり	3,566
保育所本体 定員46人～90人	1人当たり	1,140	1,100
	初度設備相当加算	1人当たり	30
	大型遊具加算	1施設当たり	3,566
保育所本体 定員91人～120人	1人当たり	1,100	1,040
	初度設備相当加算	1人当たり	30
	大型遊具加算	1施設当たり	3,566
保育所本体 定員121人～150人	1人当たり	1,060	1,000
	初度設備相当加算	1人当たり	30
	大型遊具加算	1施設当たり	5,094
保育所本体 定員151人～180人	1人当たり	1,040	980
	初度設備相当加算	1人当たり	30
	大型遊具加算	1施設当たり	5,094
保育所本体 定員181人～210人	1人当たり	1,020	960
	初度設備相当加算	1人当たり	30
	大型遊具加算	1施設当たり	5,094
保育所本体 定員211人～240人	1人当たり	980	940
	初度設備相当加算	1人当たり	30
	大型遊具加算	1施設当たり	5,094
保育所本体 定員241人～270人	1人当たり	960	920
	初度設備相当加算	1人当たり	30
	大型遊具加算	1施設当たり	5,094
保育所本体 定員271人以上	1人当たり	940	900
	初度設備相当加算	1人当たり	30
	大型遊具加算	1施設当たり	5,094
低年齢児受入拡大のための乳幼児室又はほふく室等を整備する場合	1施設当たり	5,540	5,260
夜間保育所を整備する場合	1施設当たり	9,160	8,720
一時保育事業のための保育室等を整備する場合	1施設当たり	10,360	9,880
特定保育事業のための保育室等を整備する場合	1施設当たり	10,360	9,880
地域における子育て支援のための子育て支援相談室等を整備する場合	1施設当たり	14,840	14,140
病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合	1人当たり	1,240	1,180

(注) 1 平成20年4月1日現在の人口密度が、1,000人/km以上の市区町村については、都市部基準額を適用し、その他の市区町村については、標準基準額を適用する。

2 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯に所在する場合は、都市部基準額を適用し、さらにその定める方法により算定された額に対して、0.08を乗じて得られた額を加算すること。(小数点以下切捨て)

3 改築整備に係る初度設備相当加算は、交付基準額の2分の1以内で厚生労働大臣の必要と認めた額であること。

4 増改築に伴う一部改築に係る交付基準額は、「次世代育成支援対策施設整備交付金における一部改築及び拡張に係る交付金の算定方法の取扱いについて」(雇児発第0612005号 平成20年6月12日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)によるものとする。(小数点以下切捨て)

5 「病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合」については、「保育対策等促進事業の実施について(平成20年6月9日雇児発第0609001号通知)」に基づき、病児・病後児保育事業のうち病児対応型及び病後児対応型を実施するための保育室等を整備する場合に限る。

■交付基準額表(過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第6条第1項に規定する過疎地域自立促進市町村計画、山村振興法(昭和40年法律第64号)第8条第1項の規定に基づく山村振興計画に基づく事業として行う場合)

(千円)

			都市部	標準
保育所本体	定員20人～30人	1人当たり	1,760	1,680
	初度設備相当加算	1人当たり	30	
	大型遊具加算	1施設当たり	3,566	
保育所本体	定員31人～45人	1人当たり	1,360	1,280
	初度設備相当加算	1人当たり	30	
	大型遊具加算	1施設当たり	3,566	
保育所本体	定員46人～90人	1人当たり	1,140	1,100
	初度設備相当加算	1人当たり	30	
	大型遊具加算	1施設当たり	3,566	
保育所本体	定員91人～120人	1人当たり	1,100	1,040
	初度設備相当加算	1人当たり	30	
	大型遊具加算	1施設当たり	3,566	
保育所本体	定員121人～150人	1人当たり	1,060	1,000
	初度設備相当加算	1人当たり	30	
	大型遊具加算	1施設当たり	5,094	
保育所本体	定員151人～180人	1人当たり	1,040	980
	初度設備相当加算	1人当たり	30	
	大型遊具加算	1施設当たり	5,094	
保育所本体	定員181人～210人	1人当たり	1,020	960
	初度設備相当加算	1人当たり	30	
	大型遊具加算	1施設当たり	5,094	
保育所本体	定員211人～240人	1人当たり	980	940
	初度設備相当加算	1人当たり	30	
	大型遊具加算	1施設当たり	5,094	
保育所本体	定員241人～270人	1人当たり	960	920
	初度設備相当加算	1人当たり	30	
	大型遊具加算	1施設当たり	5,094	
保育所本体	定員271人以上	1人当たり	940	900
	初度設備相当加算	1人当たり	30	
	大型遊具加算	1施設当たり	5,094	
低年齢児受入拡大のための乳幼児室又はほふく室等を整備する場合	1施設当たり		5,540	5,260
	1施設当たり		9,160	8,720
	1施設当たり		10,360	9,880
	1施設当たり		10,360	9,880
	1施設当たり		14,840	14,140
1施設当たり		1,240	1,180	

(注)

- 平成20年4月1日現在の人口密度が、1,000人/k㎡以上の市区町村については、都市部基準額を適用し、その他の市区町村については、標準基準額を適用する。
- 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯に所在する場合は、都市部基準額を適用し、さらにその定める方法により算定された額に対して、0.08を乗じて得られた額を加算すること。(小数点以下切捨て)
- 改築整備に係る初度設備相当加算は、交付基準額の2分の1以内で厚生労働大臣の必要と認められた額であること。
- 増改築に伴う一部改築に係る交付基準額は、「次世代育成支援対策施設整備交付金における一部改築及び拡張に係る交付金の算定方法の取扱いについて」(雇児発第0612005号 平成20年6月12日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)によるものとする。(小数点以下切捨て)
- 「病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合」については、「保育対策等促進事業の実施について(平成20年6月9日雇児発第0609001号通知)」に基づき、病児・病後児保育事業のうち病児対応型及び病後児対応型を実施するための保育室等を整備する場合に限る。

■解体撤去交付基準額表

(千円)

	単 位	標 準	沖縄振興計画に基づく 事業として行う場合	公害防止対策事業とし て 行 う 場 合	過疎地域自立促進市町 村計画、山村振興計画 に基づく事業の場合
保育所 定員 20 人 ~ 30 人	1 人 当 たり	82	120	88	88
保育所 定員 31 人 ~ 45 人	1 人 当 たり	62	94	68	68
保育所 定員 46 人 ~ 90 人	1 人 当 たり	52	80	58	58
保育所 定員 91 人 ~ 120 人	1 人 当 たり	44	68	48	48
保育所 定員 121 人 ~ 150 人	1 人 当 たり	44	68	48	48
保育所 定員 151 人 ~ 180 人	1 人 当 たり	44	68	48	48
保育所 定員 181 人 ~ 210 人	1 人 当 たり	44	68	48	48
保育所 定員 211 人 ~ 240 人	1 人 当 たり	44	68	48	48
保育所 定員 241 人 ~ 270 人	1 人 当 たり	44	68	48	48
保育所 定員 271 人 以上	1 人 当 たり	34	52	36	36

※解体撤去費については、平成20年6月12日雇児発第0612007号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「次世代育成支援対策施設整備交付金における解体撤去工事費及び仮施設整備工事費の取扱いについて」によるものとする。

■仮施設整備工事費交付基準額表

(千円)

	単 位	標 準	沖縄振興計画に基づく 事業として行う場合	公害防止対策事業とし て 行 う 場 合	過疎地域自立促進市町 村計画、山村振興計画 に基づく事業の場合
保育所 定員 20 人 ~ 30 人	1 人 当 たり	146	220	160	160
保育所 定員 31 人 ~ 45 人	1 人 当 たり	108	164	118	118
保育所 定員 46 人 ~ 90 人	1 人 当 たり	100	150	110	110
保育所 定員 91 人 ~ 120 人	1 人 当 たり	90	136	98	98
保育所 定員 121 人 ~ 150 人	1 人 当 たり	90	136	98	98
保育所 定員 151 人 ~ 180 人	1 人 当 たり	82	120	88	88
保育所 定員 181 人 ~ 210 人	1 人 当 たり	82	120	88	88
保育所 定員 211 人 ~ 240 人	1 人 当 たり	82	120	88	88
保育所 定員 241 人 ~ 270 人	1 人 当 たり	82	120	88	88
保育所 定員 271 人 以上	1 人 当 たり	82	120	88	88

※仮施設整備費については、平成20年6月12日雇児発第0612007号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「次世代育成支援対策施設整備交付金における解体撤去工事費及び仮施設整備工事費の取扱いについて」によるものとする。

■特殊附帯工事交付基準額表

(千円)

	単 位	標 準	沖縄振興計画に基づく 事業として行う場合	公害防止対策事業とし て 行 う 場 合	過疎地域自立促進市町 村計画、山村振興計画 に基づく事業の場合
保 育 所	1施設当たり	12,480	19,640	13,720	13,720

※特殊附帯工事費については、平成20年6月12日雇児発第0612004号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」によるものとする。

別紙 1

様式 1-1

番 号
年 月 日

〇〇厚生（支）局長 殿

市区町村長 印

平成20年度保育所施設整備費及び保育所設備整備費等補助金
の交付申請について

標記について、次により補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

1	申 請 額	別紙のとおり（別紙1 様式1-2）
2	整備計画概要	別紙のとおり（別紙1 様式1-2）
3	申請額算出内訳	別紙のとおり（別紙1 様式1-3）
4	申請額算出明細	別紙のとおり（別紙1 様式1-4）

（添付書類）

- ・市区町村の歳入歳出予算書（見込書）抄本
- ・既存園舎及び建設予定の園舎等の設計図書（部屋の配置が分かる平面図等）
- ・工事の見積書及び内訳明細書
- ・各室面積表（㎡数、年齢区分、定員等）
- ・現況写真（必要に応じて提出）
- ・その他厚生（支）局長が必要と認める書類

別紙 1

様式 1-2

平成20年度保育所施設整備費及び保育所設備整備費等補助金
における整備計画書

都道府県名 _____

市区町村名 _____

1. 整備計画の概要

整備事業	施設名	施設種別	設置主体	所在地	整備区分	対象経費の実支出(予定)額(千円)	国庫補助申請額(千円)	抵当権設定の有無
施設								有・無
施設								有・無
保育所施設整備費補助金合計								
設備等								有・無
設備等								有・無
保育所設備整備費等補助金合計								
合				計				

2. 整備の目的

3. 市区町村全体の保育所の定員・現員・待機児童数

区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度
定員			
現員			
待機児童数			

※ 各年度10月1日の現在数を記入すること。

※ 平成21年度については見込みを記入すること。

4. 当該施設の整備実績

施設名	施設種別	整備年月日	国庫補助金名(国庫補助額)(千円)	財産処分の有無	整備内容

※ 国庫補助を受けて整備した実績については、上段に補助金を受けた年度及び国庫補助金名、下段に括弧書きで国庫補助額を記入すること。

※ 整備年月日が平成10年度以降のものについて記入すること。

別紙 1
様式 1-2
記入要領

1. 整備計画の概要について

平成20年度整備予定について「施設名」・「施設種別」・「設置主体」・「所在地」・「対象経費の実支出（予定）額」・「国庫補助申請額」を記入すること。

※「施設種別」：本園又は分園と記載すること。

※「所在地」：番地まで記入すること。

※「対象経費の実支出（予定）額」、「国庫補助申請額」：千円単位で記入すること。

※「抵当権設定の有無」：平成20年4月17日雇児発第0417001号「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」の別添1「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準」第3の3の(1)に規定する抵当権の設定の有無の別について、○をつけること。

2. 整備の目的

当該整備計画に掲げられている施設整備の目的を記入すること。

記入の観点としては、施設整備の目的及び必要性、施設整備による効果等とする。

※必要に応じ、資料を添付すること。

3. 市町村全体の保育所の定員・現員・待機児童数

各年度10月1日の現在数を記入すること。

4. 当該施設の整備実績

<記載例>

施設名	施設種別	整備年月日	国庫補助金名 (国庫補助額)(千円)	財産処分の有無	整備内容
A 保育所	保育所本園	H10.4.1	平成9年度社会福祉施設等施設整備費補助金 (50,000千円)	有	新しく園舎を建設

※ 国庫補助を受けて整備した実績については、上段に補助金を受けた年度及び国庫補助金名、下段に括弧書きで国庫補助額を記入すること。

※ 整備年月日が平成10年度以降のものについて記入すること。

別紙1
様式1-3

平成20年度保育所施設整備費及び保育所設備整備費等補助金申請額内訳

都道府県名 _____
市区町村名 _____

整備事業	設置主体	施設名 施設種別	整備設置者の 区分	対象経費の 実支出	寄付金その他 の収入額等	差引額 選定額	交付基準額表による算定額			市区町村	市区町村	国庫補助	国庫補助	
				総事業費(予定)額	円		円	円	定員 合計	交付基準額 計算	算出額	補助基本額	補助額	基本額
			A	円 B (≤ A)	円 C	円 D (=A-C)	円 E	円 F	人 G	円 H	円 I	円 J	円 K	円 L
施設														
		小計												
設備等														
		小計												
		計												

- (注) 施設種別単位で作成すること
 工事請負契約等を締結する単位で作成すること
 C欄には、移行時特別積立金を含めること
 E欄には、B欄の額とD欄の額を比較して少ないほうの額を記入すること
 G欄については、別紙1の様式1-4により算出すること
 H欄は、G欄と同額を記入すること
 I欄は、E欄の額とH欄の額を比較して少ないほうの額を記入すること
 J欄については、市区町村が社会福祉法人等に実際に補助した額を記入すること
 K欄は、I欄の額に3/4を乗じた額とJ欄の額を比較して少ない方の額を記入すること
 L欄は、K欄の額に2/3を乗じた額を記入すること

施設種別		施設名	
------	--	-----	--

児童年齢別内訳	現在	年齢	0	1	2	3	4~	合計		
		定員								
		現員								
	入所率(現員/定員)								%	
	整備後	定員								
		一時保育事業を行う場合の人数								
		特定保育事業を行う場合の人数								
		病児・病後児保育事業(病児型・病後児型)を行う場合の人数								

最低基準適合状況(整備後)	区分	適合状況	延面積	最低基準面積等
		乳児室		m ²
	ほふく室		m ²	3.3m ² × 2歳未満児定員数(人) = 0m ²
	小計	(適・否)	m ²	
	保育室		m ²	1.98m ² × 2歳以上児定員数(人) = 0m ²
	遊戯室		m ²	1.98m ² × 2歳以上児定員数(人) = 0m ²
	小計	(適・否)	m ²	
	調理室	(適・否)	m ²	屋外遊戯場(適・否)
	便所	(適・否)	m ²	3.3m ² × 2歳以上児定員数(人) = 0m ²
	医務室	(適・否)	m ²	
	その他		m ²	保育に必要な用具(適・否)
	一時保育用保育室		m ²	
	特定保育用保育室		m ²	
	地域子育て支援相談室		m ²	
	食堂		m ²	
	病児・病後児保育事業室(病児型・病後児型)		m ²	
	合計		m ²	

施設整備を必要とする理由(民老の場合は、緊急的な整備を要する理由)

別紙1 様式1-4 記入要領

この様式は、すべての施設ごとに作成すること。

都道府県・市区町村名の欄は、市区町村の場合は、都道府県名も必ず記入すること。

1 全施設共通事項（同一施設であって、「整備区分」が複数ある場合は、複数作成すること。）

○基本情報

(1) 「施設種別」「施設名」「設置主体名」「経営主体」：特に経営主体については、名称を記入するほか、社会福祉法人立等の区分を○で囲むこと。

※ 施設種別については、本園又は分園を記入すること。

※ 施設名、設置主体名等が仮称の場合は、名称の前に（仮）と付すこと。

※ 設置主体名、経営主体名を記入する際の法人の略称は次のとおりとすること。

社会福祉法人=(福)、日本赤十字社=(日赤)、財団法人=(財)、社団法人=(社)

(2) 「所在地」：町名、地番までを記入すること。

(3) 「整備区分」：協議する施設の整備区分及び整備方式の区分を○で囲むこと。

(4) 「加算整備区分」：協議施設に併せて加算施設の整備がある場合は、該当区分を○で囲むこと。

(低年)=低年齢児受入拡大のための乳児室・ほふく室、(夜間)=夜間保育所、

(一時)=一時保育のための保育室等、(特定)=特定保育のための保育室等、

(地域)=地域子育て支援相談室、

(病児)=病児・病後児保育事業（病児型・病後児型）のための保育室等、

(5) 「建物延面積」「建物構造」「定員」：創設等の場合は、整備後欄に記入すること。

(6) 「既存施設の状況（各欄）」：整備区分が創設以外の場合に記入すること。

(7) 「施行計画」：それぞれの区分に従い、時期を記入すること。

○整備に係る経費内訳

(1) 「施設整備区分」

① 施設本体の工事に含まれる項目を○で囲むこと。

(冷暖)=冷房・暖房・冷暖房、(浄化)=浄化槽、(E V)=昇降機、

(事務費)=工事事務費（本体工事費と加算整備工事費の2.6%が上限であることに留意）

② 加算施設等の整備がある場合は、その区分（種別）を記入すること。

③ 解体工事がある場合は、解体する施設の構造（木造・非木造）の区分を○で囲むこと。

(2) 「定員等」：区分毎の定員を記入すること。定員区分がない場合は「1施設」と記入すること。

(3) 「対象経費の実支出予定額」：協議施設の整備に係る総事業費のうち対象経費の合計を記入すること。

(4) 「交付基準額」：それぞれの区分ごとに、定員1人当たり（1施設当り）基準点数を乗じて得た額を記入すること。また、豪雪地帯対策特別措置法に該当する場合は、特例地域基準点数の交付基礎点数を記入すること。

○借上建物の状況について、該当する欄に適宜記入すること。

○用地の状況について、該当する欄に適宜記入すること。

○本事業についての保護者、地域住民、市民等の理解、調整状況について、該当する欄に適宜記入すること。

○資金内訳について、該当欄に金額を記入すること。

3 施設別様式（様式1-4-2）

○児童年齢別内訳

- (1) 「現在」： 増築、増改築の場合は、現在の定員及び現員を年齢別に記入すること。
- (2) 「整備後」： 協議施設の整備後の定員を記入するほか、特別保育事業を行う場合の対象となる児童数を記入すること。
- (3) 「入所率」： 入所率は、「入所人員／定員（小数点第2位以下切捨て）」で算出し、当該施設における平成19年度の年間の平均値を記入すること。
- (4) 「開所時間」： 曜日により開所時間が異なる場合は、曜日毎の開所時間を余白に記入すること。

○整備施設の地域の状況

- (1) 区分に応じて、各区域内の直近の状況を記入すること。
- (2) 「多機能化の状況」： 特別保育等を実施する場合の取組への考え方等を記入すること。なお、ポイント算定の際に「多機能化」としてカウントした事業については、すべて記入すること。その際、国庫補助を受けずに、地方単独施策として実施している場合は、（地）と記入すること。（例：延長保育（地））
- (3) 「入所申込の状況」： 現行定員に対する新年度の入所申込者数等を記入すること。

○最低基準適合状況（児童福祉法第45条の規定に基づき整備後の施設について記入すること。）

- (1) 「適合状況」： 協議施設について、掲げた区画の延べ面積を記入し、最低基準が設けられている区画については、「適・否」を記入すること。
- (2) 「保育に必要な用具」： 保育事業を行うに当たり、必要な用具の整備の適否について○で囲むこと。

○その他

「施設整備を必要とする理由」： 協議施設の整備が必要な理由について、詳細に記入すること。特に、整備理由がポイント算定事由に関わるものについては、その旨分かるよう詳細に記入すること。

○様式1-4-2に必要な添付資料

《保育所を整備する場合》

- (1) 一時保育事業、特定保育事業、地域子育て支援相談室、病児・病後児保育事業（病児型・病後児型）等の整備については、地域の需要、事業の実施を明らかにした資料を添付すること。
- (2) その他、協議施設及びその事業の特色など参考となる資料を適宜添付すること。

別紙 2
様式 1-1

番 号
年 月 日

〇〇厚生（支）局長 殿

市区町村長 印

平成20年度保育所施設整備費及び保育所設備整備費等補助金の
事業実績報告について

平成 年 月 日第 号で交付決定を受けた平成20年度保育所施設整備
費及び保育所設備整備費等補助金に係る事業実績については、次の関係書類を
添えて報告する。

- | | |
|-----------------------------|-------------------|
| 1 精 算 額 | 別紙のとおり（別紙2 様式1-2） |
| 2 整備計画実績の概要 | 別紙のとおり（別紙2 様式1-2） |
| 3 精算額算出内訳 | 別紙のとおり（別紙2 様式1-3） |
| 4 事業実績報告書 | 別紙のとおり（別紙2 様式1-4） |
| 5 市区町村及び設置主体の歳入歳出決算書（見込書）抄本 | |

別紙 2

様式 1-2

平成20年度保育所施設整備費及び保育所設備整備費等補助金における
整備計画実績の概要

都道府県名 _____

市区町村名 _____

1. 整備計画実績の概要

整備事業	施設名	施設種別	設置主体	所在地	整備区分	対象経費の実支出額(千円)	補助金精算額(千円)	抵当権設定の有無
施設								有・無
施設								有・無
保育所施設整備費補助金合計								
設備等								有・無
設備等								有・無
保育所設備整備費等補助金合計								有・無
合				計				

(注) 抵当権の設定の有無の欄には、平成20年4月17日雇児発第 0417001 号「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」の別添1「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準」第3の3の(1)に規定する抵当権の設定の有無を記入すること。

また、抵当権設定の有無を証明できる書類(登記簿の写し等)を添付すること。

平成20年度保育所施設整備費及び保育所設備整備費等補助金精算額内訳

都道府県名 _____
市区町村名 _____

整備事業	設置主体	施設名 施設種別	整備設置者の対象経費の		寄付金その他		差引額	遡定額	交付要綱の別表の算定基準による算定額			市区町村 補助基本額	市区町村 補助額	国庫補助 基本額	国庫補助 所要額	国庫補助 交付決定額	国庫補助 受入済額	差引額 △不足額	過
			区分総事業費	実支出額	の収入額等	定員			交付基準額	算出額									
			A	円B(≦A)	円C	円D(=A-C)	円E	円F	人G	円H	円I	円J	円K	円L	円M	円N	円O(=N-L)	円	
施設																			
		小計																	
設備等																			
		小計																	
		計																	

(注) 施設種別単位で作成すること
 工事請負契約等を締結する単位で作成すること
 C欄には、移行時特別積立金を含めること
 E欄には、B欄の額とD欄の額を比較して少ないほうの額を記入すること
 H欄は、G欄と同じ額を記入すること
 I欄は、E欄の額とH欄の額を比較して少ないほうの額を記入すること
 J欄については、市区町村が社会福祉法人等に実際に補助した額を記入すること
 K欄は、I欄の額に3/4を乗じた額とH欄の額を比較して少ない方の額を記入すること
 L欄は、K欄の額に2/3を乗じた額を記入すること

事業実績報告書

○施設整備

1 国庫補助における実施施設の概要

- (1) 都道府県名・市区町村名
- (2) 施設の名称及び所在地
- (3) 施設の種類
- (4) 設置主体及び経営主体
- (5) 利用定員

現在定員 (人)	増加定員 (人)	合計 (人)

2 当該国庫補助による施設整備に係る事業内容

(1) 施設の規模及び構造

ア 整備事業 (解体撤去工事費・仮設施設工事を除く。)

(ア) 敷地面積 _____ m²

(イ) 敷地の所有関係 (自己所有地、借地、買収 (予定) 地の別)

(ウ) 施設整備の区分 (創設、増築、増改築の別)

(エ) 建物の面積 建築面積 _____ m²、延面積 _____ m²

(オ) 建物の構造 (_____ 造)

イ 解体撤去工事 (既存施設に係るもの)

(ア) 建物の面積 建築面積 _____ m²、延面積 _____ m²

(イ) 建物の構造 (_____ 造)

(ウ) 建築年月日

(エ) 補助金の区分 (昭和〇〇年度：国庫・民間・自己資金・その他)

(オ) 処分 (取りこわし) 年月日

ウ 仮設施設工事

(ア) 建物の面積 建築面積 _____ m²、延面積 _____ m²

(イ) 建物の構造 (_____ 造)

(2) 支出済事業費総額

- ア 主体工事費 _____ 円
- イ 工事事務費 _____ 円
- ウ 小計 (本体工事費) _____ 円
- エ 特殊附帯工事費 _____ 円

オ	解体撤去工事費及び 仮施設整備工事費 (解体撤去工事費) (仮施設整備工事費)	_____円
カ	その他の工事費	_____円
キ	合計	_____円

(注) 工事費仕様書、支出済工事費費目別内訳書、工事事務費費目別内訳書を添付すること。

(3) 施工期間

- ア 契約年月日
- イ 着工年月日
- ウ 竣工年月日
- エ 事業開始年月日
- オ 解体撤去工事関係
 - (ア) 着工年月日
 - (イ) 完了年月日
- カ 仮施設工事関係
 - (ア) 工事期間
 - (イ) 仮施設の使用期間

(4) その他参考事項

(添付書類)

- ア 請負いの場合は、工事請負契約書の写
直営の場合は、支払領収書の写
賃貸借の場合は、賃貸借契約書の写 (仮施設整備のみ)
- イ 工事完了を確認するに足る検査済証の写
(建築基準法第7条第5項又は第18条第16項の規定による検査済証)
- ウ 各室ごとに室名及び面積を明らかにした表
- エ 建物平面図 (建物面積を明記したもの) 及び立面図
- オ 建物内外主要部分の写真
- カ 工事契約金額報告書 (別紙1-5)
- キ その他必要な書類

○設備整備等

1 国庫補助における実施施設の概要

- (1) 都道府県名・市区町村名
- (2) 施設の名称及び所在地
- (3) 施設の種類
- (4) 設置主体及び経営主体
- (5) 利用定員

現在定員 (人)	増加定員 (人)	合計 (人)

2 当該国庫補助による施設整備に係る事業内容

(1) 施設の規模及び構造

- ア 敷地面積 _____ m²
- イ 建物の面積 面積 _____ m²
- ウ 建物の構造 (_____ 造)

(2) 支出済事業費総額

- ア 礼金費 _____ 円
- イ 改修費 _____ 円
- ウ 設備整備費 _____ 円
- エ 工事事務費 _____ 円
- オ その他 _____ 円
- カ 合計 _____ 円

(注) 契約書の写し、領収書の写し、工事費仕様書、支出済工事費費目別内訳書、工事事務費費目別内訳書を添付すること。

(3) 施工期間

- ア 契約年月日
- イ 着工年月日
- ウ 竣工年月日
- エ 事業開始年月日

(4) 賃貸借期間

- ア 契約年月日
- イ 賃貸借契約終了年月日
- ウ 事業開始年月日

(5) その他参考事項

(添付書類)

- ア 請負いの場合は、工事請負契約書の写
直営の場合は、支払領収書の写
- イ 工事完了を確認するに足る検査済証の写
(建築基準法第7条第5項又は第18条第16項の規定による検査済証)
- ウ 各室ごとに室名及び面積を明らかにした表
- エ 建物平面図(建物面積を明記したもの)及び立面図
- オ 建物内外主要部分の写真
- カ 賃貸借契約書の写
- キ 工事契約金額報告書(別紙1-5)
- ク その他必要な書類

番 号
年 月 日

各 市 区 町 村 長 殿

社会福祉法人〇〇〇会
理事長 〇〇〇〇

施工業者
株式会社 △△△建設
代表取締役 △△△△

工事契約金額報告書

発注者（委託者）社会福祉法人〇〇〇会と請負者（受託者）株式会社△△△建設は◇◇◇施設建設工事に係る工事請負契約（設計監理委託契約）を次のとおり締結し施工するとともに、補助金についてもこれに基づき算定したことを報告する。

	契 約 年 月 日	金 額
当初〇〇工事請負契約	平成 年 月 日	金 円
〇〇変更（追加）契約	平成 年 月 日	金 円
	平成 年 月 日	金 円
設 計 監 理 委 託 契 約	平成 年 月 日	金 円
	平成 年 月 日	金 円

平成20年度保育所施設整備費及び保育所設備整備費等補助金調書

平成20年度 厚生労働省所管

(都道府県名)

(市区町村名)

国		地方公共団体										備考	
歳出予算科目	交付決定の額 円	歳入			歳出								
		科目	予算現額 円	収入済額 円	科目	予算現額 円	うち 国庫補助 相当額 円	支出済額 円	うち 国庫補助 相当額 円	翌年度 繰越額 円	うち 国庫補助 相当額 円		
(項) 保育所運営費													
(目) 保育所施設整備費補助金													
(目) 保育所設備整備費等補助金													

(作成要領)

- 「国」の「交付決定の額」は、交付決定通知書の交付決定の額を記入すること。
- 「地方公共団体」の「科目」は、歳入にあつては、款、項、目、節を、歳出にあつては、款、項、目をそれぞれ記入すること。なお、歳出については、前記1の額に対応する経費の配分が、目の内訳に係るときは、当該経費の配分の目の内訳として記入すること。
- 「予算現額」は、歳入にあつては、当初予算額、補正予算額等の区分を、歳出にあつては、当初予算額、補正予算額、予算費支出額、流用増減額等の区分を明らかにすること。
- 「備考」は、参考となるべき事項を適宜記入すること。
- 補助事業等の地方公共団体の歳出予算額の繰越が行なわれた場合における翌年度に行われる当該補助事業等に係る補助金等についての調書の作成は、本表に準ずること。この場合において地方公共団体の歳入の科目に「前年度繰越額」を掲げる場合は、その「予算現額」及び「収入済額」の数字下欄に交付金額を内書()をもって附記すること。

番 号
年 月 日

〇〇厚生（支）局長 殿

市 区 町 村 長 印

平成20年度保育所施設整備費及び保育所設備整備費等補助金の
年度終了実績報告について

標記について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年
法律第179号）第14条後段の規定により別紙のとおり報告する。

番 号
年 月 日

市 区 町 村 長 殿

社会福祉法人等名
代 表 者 名 印

平成20年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

平成 年 月 日第 号で交付決定を受けた平成20年度保育所施設整備費及び保育所設備整備費等補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額については、下記のとおり報告する。

1 保育所施設整備費補助金について

(1) 整備計画内における施設の種類及び名称

(2) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第15条の規定による確定額又は事業実績報告による精算額

金 _____ 円

(3) 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（要交付金等返還相当額）

金 _____ 円

(4) 添付書類

(3) の消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算内訳等

2 保育所設備整備費等補助金について

(1) 整備計画内における施設の種類及び名称

(2) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第15条の規定による確定額又は事業実績報告による精算額

金 _____ 円

(3) 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（要交付金等返還相当額）

金 _____ 円

(4) 添付書類

(3) の消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算内訳等